

# 国保税の決まり方・納め方

国民健康保険税(国保税)は、国保加入者の所得や人数などに応じて世帯単位で決まります。

	医療保険分	後期高齢者 支援金分	介護保険分	子ども・子育て 支援金分
	限度額 <sup>※1</sup> :66万円	限度額 <sup>※1</sup> :26万円	限度額 <sup>※1</sup> :17万円	限度額 <sup>※1</sup> :3万円
所得割	加入者全員の所得額に応じて計算 <sup>※2</sup> (税率6.6%)	加入者全員の所得額に応じて計算 <sup>※2</sup> (税率2.3%)	世帯の40~64歳の人の所得額に応じて計算 <sup>※2</sup> (税率1.7%)	加入者全員の所得額に応じて計算 <sup>※2</sup> (税率0.25%)
均等割	加入者一人につき 21,000円	加入者一人につき 12,000円	世帯の40~64歳の加入者一人につき 14,000円	世帯の18歳以上の加入者一人につき 1,900円 (18歳以上均等割を含む)
平等割	一世帯につき 26,000円	-	-	-
合計	<b>世帯の国保税</b>			

※1 各区分には賦課限度額が設けられており、限度額の範囲内で課税されます。

※2 (前年の総所得金額等-基礎控除額(43万円))×税率  
(合計所得金額が2,400万円を超える人は、基礎控除額が変わります。)

※3 18歳未満の人は、全額軽減されます。

みなさんの納める国保税は、国保制度を支えるための大切な財源になります。納め忘れなどがないようご協力をお願いします。

## 内訳

国保税の内訳は、年齢によって異なります。

### 40歳未満の人

$$\text{国保税} = \text{医療保険分} + \text{後期高齢者支援金分} + \text{子ども・子育て支援金分}$$



医療保険分、後期高齢者支援金分、子ども・子育て支援金分を、国保税として納めるのね。

### 40歳以上65歳未満の人

$$\text{国保税} = \text{医療保険分} + \text{後期高齢者支援金分} + \text{介護保険分} + \text{子ども・子育て支援金分}$$



介護保険分も含めてすべて合算して、国保税として納めるんだね。

### 65歳以上75歳未満の人

$$\text{国保税} = \text{医療保険分} + \text{後期高齢者支援金分} + \text{子ども・子育て支援金分}$$

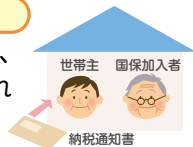
$$\text{介護保険料} = \text{介護保険分}$$



介護保険料は、国保税とは別に納めるのね。

## 国保税は世帯主が納めます

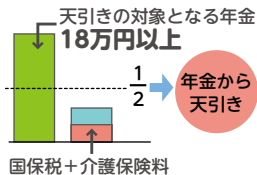
世帯主本人が国保の加入者でなくても、世帯の中に一人でも国保の加入者がいれば、納付の義務者は世帯主となります。



## ●年金から天引きされる人(特別徴収)

**【対象者】**以下の条件をすべて満たす世帯の世帯主

- ①世帯主が国保加入者である。
- ②世帯内の国保の加入者全員が65歳以上75歳未満である。
- ③天引きの対象となる年金が18万円以上で、国保税と介護保険料の合計が年金額の2分の1を超えていない。
- ④介護保険料が年金天引きになっている。



**【納め方】**年6回の年金支給日に、受給額からあらかじめ徴収されます。

## ●口座振替または納付書で納める人(普通徴収)

**【対象者】**年金から天引きされる人(特別徴収)以外すべて。

**【納め方】**口座振替による納付、または納付書により指定の金融機関やコンビニエンスストア、キャッシュレス決済等で、納期限までに納めます。

○年金から天引き(特別徴収)の対象になる人でも、口座振替への変更が可能な場合があります。

### なるほど! ポイント

国保税の納付は口座振替が便利です

国保税の納め忘れがないように口座振替をご利用ください。

一度手続きすると、翌年度以降も自動的に更新されるため、たいへん便利です。

指定の金融機関または税務課窓口でお申し込みください。



# 国保税が軽減されるとき

## 世帯の所得が少ない場合

申請  
不要  
(所得の申告  
が必要)

### 【対象者】

世帯主(世帯主が国保加入者でない場合も含む)  
およびその世帯の国保加入者の前年の総所得金額等  
の合計が、下の表の基準に該当する世帯。

【軽減内容】 均等割額・平等割額が軽減されます。

軽減対象となる所得の基準	軽減割合
基礎控除額(43万円) +10万円×(給与所得者等 <sup>※1</sup> の数-1)以下	7割
基礎控除額(43万円)+31万円×国保加入者数 <sup>※2</sup> +10万円×(給与所得者等 <sup>※1</sup> の数-1)以下	5割
基礎控除額(43万円)+57万円×国保加入者数 <sup>※2</sup> +10万円×(給与所得者等 <sup>※1</sup> の数-1)以下	2割

※1 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける人。

※2 同じ世帯の中で国保から後期高齢者医療制度に移行した人を含む。

## 未就学児がいる場合

申請  
不要

### 【対象者】

未就学児(小学校入学前)の国保加入者。

### 【軽減内容】

均等割額が**5割軽減**されます。「世帯の所得が  
少ない場合」の軽減対象となる未就学児は、軽減  
を適用した後の均等割額からさらに5割軽減さ  
れます。



●このほかにも軽減の対象となる場合があります。

## 国保税を納めないでいると

国保税を滞納すると、以下のような措置がとられることがありますのでご注意ください。

納期を過ぎると……

<sup>とくそく</sup>督促や催告が行われます。

延滞金などを加算される場合もあります。

それでも1年以上納めないでいると……

特別療養費の支給に変更される旨が事前に通知されます。

### 特別療養費とは

医療機関で受診した際にいったん医療費が全額自己負担となり、後日申請のうえ払い戻しを受ける制度のことです。

払い戻す額の全部または一部が差し止められ、滞納に充てられる場合があります。

※上記の滞納措置のほか、財産差し押さえなどの処分を受ける場合があります。

※40歳～64歳の人は、介護保険についても制限を受ける場合があります。

以上の措置がとられても、その間の国保税納付の義務はなくなりません。

## ●納付が困難なときはお早めにご相談ください

災害などで損害を受けたときや、病気・失業などにより納付がきわめて困難なときは、国保税の分割納付や猶予が受けられる場合があります。